



平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッパンレンタル
代表者名 代表取締役社長 石 塚 春 彦
(J A S D A Q ・ コード 4 6 6 9)
問 合 せ 先
役職・氏名 専務取締役
経営管理部長兼総務部長 町田 典久
電 話 027-243-7711

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について、平成 27 年 3 月 26 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更

1. 目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現行の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

2. 単元株式数変更の内容

平成 27 年 7 月 1 日（水）をもって当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成 27 年 3 月 26 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会において、後記「II. 株式併合」に関する議案および「II. 株式併合 5. 株式併合の条件」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

株式併合および単元株式数の変更にかかる効力発生日は平成 27 年 7 月 1 日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 27 年 6 月 26 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

II・株式併合

1. 目的

上記「I. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を100株に変更いたします。

これにあわせ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合する株式の種類

普通株式

(2) 株式併合比率

平成27年7月1日（水）をもって、平成27年6月30日（火）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

[普通株式]

平成26年12月31日現在

株式併合前の発行済株式総数	7,602,520株
株式併合により減少する株式数	6,842,268株
株式併合後の発行済株式総数	760,252株

※「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(4) 株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は10分の1に減少しますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍になり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

4. 株式併合により減少する株主数

平成26年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

当社の株主構成 [普通株式]

総株主数および発行済株式総数	総株主数（割合）	発行済株式総数（割合）
全株主	804名（100.0%）	7,602,520株（100.0%）
10株未満（1～9株）	126名（15.7%）	156株（0.0%）
10株以上	678名（84.3%）	7,602,364株（100.0%）

(注) 本株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様126名（その所有株式の合計は156株）が株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取りを請求することができます。

5. 株式併合の条件

平成 27 年 3 月 26 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および平成 27 年 7 月 1 日に効力が発生する定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(1) 定款変更の目的

- ① 上記「II. 株式併合 1. 目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、併合比率に応じて発行可能株式数を 22,500,000 株から 2,250,000 株に減少させるとともに、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更し、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするものであります。
 - ② 上記①の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 27 年 7 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。
- なお、本附則は、株式併合の効力発生後、削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,250万株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,250千株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 条 (発行可能株式総数) および第 8 条 (単元株式数) の変更は、平成27年 7 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、本附則は当該変更の効力発生後これを削除するものとする。</u></p>

(3) 日程

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成 27 年 2 月 17 日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成 27 年 3 月 26 日 |
| ③ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 27 年 7 月 1 日 (予定) |
| ④ 株式併合の効力発生日 | 平成 27 年 7 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 7 月 1 日 (予定) |

以 上